

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十四号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「広島県税の」を「広島県税及び地方法人特別税の」に改め、「法」という。

「」の下に「、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)」を、「施行令」という。」「」の下に「、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第五十四号)」を加える。

第五条の三中「社団法人広島県自動車整備振興会」の下に「(昭和二十七年二月十二日に社団法人広島県自動車整備振興会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第十八条第一項中「及び事業税」を「、事業税及び地方法人特別税」に改める。

第二十四条(見出しを含む。)中「事業税」の下に「、地方法人特別税」を加える。

第二十五条の見出し中「事業税」の下に「及び地方法人特別税」を加え、同条第二項中「事業税」の下に「、地方法人特別税」を加える。

第二十五条の二の見出し中「事業税」の下に「及び地方法人特別税」を加える。

第二十五条の三の見出し中「事業税」の下に「及び地方法人特別税」を加え、同条第一項及び第二項中「法人事業税」の下に「、地方法人特別税」を加える。

第二十六条(見出しを含む。)中「及び事業税」を「、事業税及び地方法人特別税」に改める。

第三十条の五第一号中「財団法人日本ゴルフ協会」の下に「(昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同条第二号中「財団法人広島県体育協会」の下に「(昭和四十五年四月十三日に財団法人広島県体育協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

別記様式第十号の二表を次のように改める。

(表)

第 平成 年 月 日 号
平成 年 月 日
地域事務所長 印

広島県

法人 県民税
事業税 更正・決定及び加算金の決定通知書兼納付通知書
地方法人特別税

所在地

法人県民税・事業税・地方法人特別税の課税標準額、税額及び加算金額を、県民税については地方税法第55条、事業税については地方税法第72条の39、第72条の41又は第72条の41の2、地方法人特別税については地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条、加算金については地方税法第72条の46又は第72条の47の規定により更正・決定しましたから通知します。
〔「差引納付すべき額」欄の不足税額及び加算金額を、次により納めてください。〕

法人名

年度 賦課番号 更正・決定納期限 平成 年 月 日
事業年度又は連結事業年度 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
処理

区分	更正・決定額	既に納付の確定した額	差引減額した額	差引納付すべき額
法人均等税	円	円	円	円
法人所得割	円	円	円	円
法人付加価値割	円	円	円	円
法人資本割	円	円	円	円
法人事業税	円	円	円	円
地方特別税	円	円	円	円
過少申告加算金	円	円	円	円
不重加算金	円	円	円	円

更正・決定額算出基礎		課税標準額	税率	税額	申告等区分
法人均等税	課税標準額	千円	/100	円	予定・中間・みなす 平成 年 月 日
法人所得割	課税標準額	円	/100	円	確定・決定 平成 年 月 日
法人付加価値割	課税標準額	円	/100	円	修正・更正・是認 平成 年 月 日
法人資本割	課税標準額	円	/100	円	再修正・再更正・是認 平成 年 月 日
法人事業税	課税標準額	円	/100	円	
合計	課税標準額	円	/100	円	

重加対象課税標準額の総額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	収入金額
円	円	円	円	円

重加対象法人事業税額	差引対象地方法人特別税額
円	円

区分	法人県民税	従業者数	法人事業税
区	人	人	円
分			円
数			円
本			円

納付場所

別記様式第十号(一)第(注)2中「第72条の25第3項の規定」や「第72条の25第3項若しくは第5項の規定(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)」に於て「第(注)2中「規定」の次に「(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)」を挿入すべし。」とあり、別記様式第十一号(一)表を次のように改めらる。

(表)

法人県民税 ① - 1
法人事業税 納付書
地方法人特別税

都道府県コード	口 座 番 号	加 入 者
3 4 0 0 0 6		
広島 県		

所在地及び法人名

納

年 度	税 目	地 域	処理別	回 数	法 人 番 号								
	02												
事 業 年 度													
. . . から . . . まで													
法人県民税 法人事業税 地方法人特別税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	地方法人特別税額	09											
	計(05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計(10~14)	15											
	合計額	16											

納 期 限	平成 年 月 日
課税事務所	地域事務所
日 計	口 円

領 収 日 付 印

上記のとおり納付します。
(金融機関又は郵便局保管)

法人県民税 ① - 1
法人事業税 領収済通知書
地方法人特別税

都道府県コード	口 座 番 号	加 入 者
3 4 0 0 0 6		
広島 県		

所在地及び法人名

様

年 度	税 目	地 域	処理別	回 数	法 人 番 号								
	02												
事 業 年 度													
. . . から . . . まで													
法人県民税 法人事業税 地方法人特別税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	地方法人特別税額	09											
	計(05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計(10~14)	15											
	合計額	16											

納 期 限	平成 年 月 日
課税事務所	地域事務所
指定金融機関名(取りまとめ店)	広島銀行(県庁支店)
取りまとめ局	

領 収 日 付 印

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

法人県民税 ① - 1
法人事業税 督促状兼領収証書
地方法人特別税

都道府県コード	口 座 番 号	加 入 者
3 4 0 0 0 6		
広島 県		

課税事務所	地域事務所	納期限	平成 年 月 日
-------	-------	-----	----------

所在地及び法人名

様

年 度	税 目	地 域	処理別	回 数	法 人 番 号								
	02												
事 業 年 度													
. . . から . . . まで													
法人県民税 法人事業税 地方法人特別税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	地方法人特別税額	09											
	計(05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計(10~14)	15											
	合計額	16											

領 収 日 付 印

上記のとおり滞納となっていますから、直ちに納付してください。
平成 年 月 日
広島県 地域事務所長 [印]
◎ 裏面をお読みください。
◎ この督促状と行き違いに納付済みの場合は、この督促状がなかったものとして御了承ください。
◎ 金額は訂正することができません。

金融機関・郵便局ではここから切り離してください。

◎この領収証書は大切に保存してください。

別記様式第十一号(一)(兼)(注)の(注)中「第72条の25第3項の規定」や「第72条の25第3項若しくは第5項の規定(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)」に於て、(兼)(注)の(注)中「規定」の(注)「(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)」や(一)の(兼)別記様式第二十八号の(注)中「事業税」や「事業税・地方法人特別税」に於て(一)の別記様式第三十七号を次のように定める。

様式第37号 (第21条関係)

証 紙 ち ょ う 付 欄

※ 処 理	別紙のとおり証明する。		
	決裁者		担当者
	収入証紙		円 確 認

公印の押
印 承 認

受 付 印	平成 年 月 日 広島 県 知 事 様 (広島県 地域事務所長) 住 所 (所在地) (フリガナ) 氏 名 (名称及び代 表者の氏名)														
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">印</div>														
納 税 証 明 書 交 付 請 求 書															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">使用目的</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">請求部数</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>		使用目的		請求部数											
使用目的		請求部数													
上記の目的に使用するため、次の事項について証明を請求します。															
1 証明請求税目 (1) 法人2税・地方法人特別税 (2) 法人県民税 (3) 個人事業税 (4) 法人事業税・地方法人特別税 (5) 不動産取得税 (6) ゴルフ場利用税 (7) 自動車税 (8) 軽油引取税 (9) 全税目 (10) その他															
2 証明事項 (1) 税額の証明 (2) その他															
3 証明期間 (1) 法人2税・地方法人特別税(事業年度年月) (2) 間税2税(実績年月) (3) その他の税目(賦課年度)															
<table border="1" style="width: 80%; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成 年(度)</td> <td style="width: 20%;">月</td> <td style="width: 20%;">～平成 年(度)</td> <td style="width: 20%;">月</td> </tr> </table>		平成 年(度)	月	～平成 年(度)	月										
平成 年(度)	月	～平成 年(度)	月												
(4) 全税目(証明年度)															
<table border="1" style="width: 80%; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 40%;">証明書請求の日前</td> <td style="width: 60%;">年間分の証明</td> </tr> </table>		証明書請求の日前	年間分の証明												
証明書請求の日前	年間分の証明														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※ 処 理</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">賦課(登録)番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>起案年月日</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> <tr> <td>決裁年月日</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> </table>	※ 処 理		賦課(登録)番号		証明書番号		証明件数		起案年月日	. .	決裁年月日	. .	交付年月日	. .
※ 処 理															
賦課(登録)番号															
証明書番号															
証明件数															
起案年月日	. .														
決裁年月日	. .														
交付年月日	. .														

(注) ※印欄は、記入しないでください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三十七号の二及び別記様式第三十七号の六中「県税」を「県税及び地方人
事課税」に改める。

別記様式第四十二号を次のように改める。

広島県 地域事務所長様

第 平成 年 月 日
市 町 長 印

個人の県民税徴収取扱費交付計算書

広島県税条例第43条第2項の規定によつて報告する個人の県民税に係る徴収取扱費の算定は次のとおりですからこれを交付してください。

¥ _____ {平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで}

区		分	算定基準	乗率	交付請求額
1	納税義務者数	当初賦課：賦課報告書（県税規則別記様式第39号）による。 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者数の数を広島県税条例第43条第1項で定める額に乗じて得た金額	人	3,000円 (4,000〃)	① 円
		今回交付額(上記交付請求額の4分の1に相当する額)			〃
		当該年度における確定納税義務者数：賦課異動報告書（県税規則別記様式第39号の2）による。	人	3,000円 (4,000〃)	② 〃
		当該年度における確定納税義務者数による増減（②－①）	〃	3,000円 (4,000〃)	〃
		平成19年度以降に賦課決定をした納税義務者について、賦課取消しをした場合における精算額（交付請求額から減じる額）	〃	3,000円 (4,000〃)	△ 〃
2	過誤納金還付 ・ 充当金額	市町が徴収した個人の県民税に係る徴収金を、法第17条又は第17条の2の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する歳出還付の金額	円		〃
		平成18年改正法附則第6条第7項の規定によりみなして適用される同条第5項又は第6項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該歳出還付の金額			〃
3	還付加算金	法第17条の4の規定によつて市町が加算した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	〃		〃
4	報奨金	法第321条第2項の規定によつて市町が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	〃		〃
5	配当割又は株式等譲渡所得割の控除に係る還付・充当金額	法第314条の9第3項の規定によりみなして適用される同条第2項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額	〃		〃
合 計					〃

- (注) 1 平成19年度及び平成20年度は、賦課決定をされた個人の県民税の納税義務者数の数に4,000円を乗じた額とすること。
 2 納税義務者数は、賦課報告書及び賦課異動報告書の本年度と過年度の納税義務者数の合計から本年度の分離課税に係る所得割の者を引いた数とすること。
 3 「当該年度における確定納税義務者数」、「当該年度における確定納税義務者数による増減（②－①）」及び「平成19年度以降に賦課決定をした納税義務者について、賦課取消しをした場合における精算額（交付請求額から減じる額）」欄には、4月報告時のみ記入すること。
 4 2から5までの「乗率」欄には、当該徴収取扱費の交付の対象となる期間に適用する県民税の払込案分率を記入すること。
 5 2下段の「交付請求額」欄には、実額を記入すること。
 6 4の「算定基準」欄には、算定期間の払込金額に係る報奨金の額を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十二号の七中「中」を「海」に改める。
別記様式第四十三号を次のように改める。

※処	賦課番号	電 算 入 力	索引簿	登 載	担当者
理		年 月 日	冊 月 日	日	
		・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	

広島県 地域事務所長様

平成 年 月 日

(フリガナ) 千

主たる事務所等の所在地及び電話番号 (フリガナ) (電話)

法人 代表者又は事業 (資産)の経営(管理) 責任者氏名

法人の事務所等の設置届

次のとおり 法人を設立しました。

設立 (設置)年月日	平成 年 月 日	事業年度又は事業年度	設立第1期	から	まで
資本金の額又は出資の額	千円	事業年度又は事業年度	第2期以降	から	まで
資本金等の額又は連結個別資本等の額	千円				

事業又は資産の種類 及び 目的

法人税の納税地

本県内の事務所及び	主たる所在地	名称	所在地	電話番号	事務所等を有している都道府県の数

上記以外の本県内の事務所等の所在地

青色申告の承認の有無

連結納税適用の有無

申告納付期限の延長の有無

* (申告納付期限の延長には別途手続が必要です。)

* この設立届・設置届を提出する法人が連結子法人の場合に記載してください。

連結親法人の名称

連結親法人の所在地

*個人事業を法人組織とした場合に記載してください。

個人当時の事業主名

個人当時の所在地

備考

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この届を提出する場合にあつては、「法人名」欄に法人課税信託の名称を併記してください。
 3 次の書類を添付してください。
 (1) 定款、寄附行為、規約又は規則の写し (法人課税信託に係る場合は、法人課税信託の契約書の写しその他法人課税信託の効力の発生の事実を証明する書類)
 (2) 商業(法人)登記事項証明書
 (3) その他参考となるもの
 備考 1 組織変更の場合は、この様式に準ずるものとする。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第百四十三号のヤシ(注)中

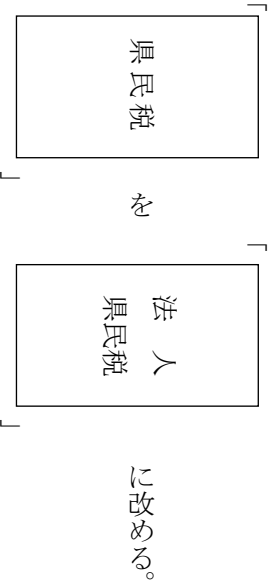
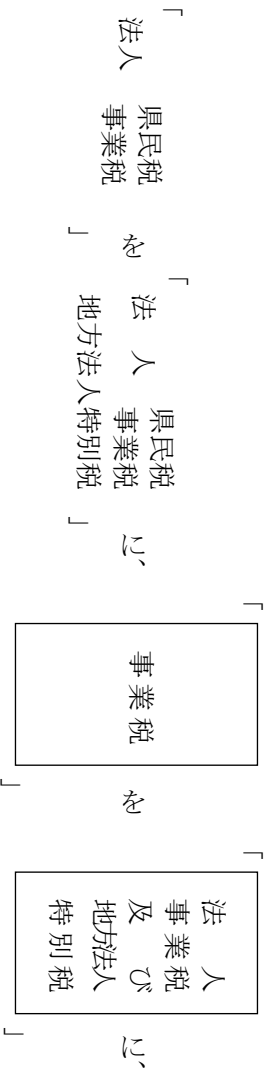
「2 商業(法人)登記事項証明書, 定款, 寄附行為, 規約又は規則の写しなど異動後の内容が確認できるものを添付してください。」
を

「2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について, この届を提出する場合にあつては, 法人の「名称」欄に法人課税信託の名称を併記してください。

3 商業(法人)登記事項証明書, 定款, 寄附行為, 規約又は規則の写しなど異動後の内容が確認できるものを添付してください。」

に於ける。

別記様式第百四十四号のニシ(注)中のヤシから「法人事業税」を「法人事業税・地方法人特別税」と改める。
別記様式第百四十四号のニ



別記様式第百四十四号の五のニから別記様式第百四十四号の七まじを次のように改める。

様式第44号の5の2 (第25条の2関係)

平成 年 月 日
 広島県 地域事務所長様

申請者
 本店の所在地
 県内の主たる事務所所在地
 (フリガナ)
 法人の名称
 (フリガナ)
 代表者氏名
 (電話
)

法人事業税・地方法人特別税の徴収猶予(期間延長)申請書
 地方税法第72条の38の2第1項若しくは第6項又は第5項の規定により、次のとおり法人事業税・地方法人特別税に係る徴収の猶予(期間延長)を申請します。

次のとおり，法人事業税・地方法人特別税に係る徴収の猶予を申請します。

事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	
申告区分	確定申告 予定・中間申告(いづれかを○で囲んでください)		
徴収の猶予を受けようとする徴収金	税 額	法人事業税	円
		所得割額 付加価値割額	円
	資本割額	円	
	地方法人特別税	円	
	合 計	円	

徴収の猶予を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで

担保の種類			
地方税法施行令第32条の2第1項に該当する法人	徴収猶予を必要とする理由		
地方税法施行令第32条の2第2項に該当する法人	法人設立の年月日	年 月 日	
分割納付の計画	期 限	徴収猶予を必要とする理由	
		税 額	
	期 限		
	税 額		

- 備考 1 徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添付すること。
 2 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

第 平成 年 月 日

所在地
法人名

様

広島県

地域事務所長

法人事業税・地方法人特別税の更正の請求をする旨の届出があつたことの証明書

地方税法第72条の49第4項の規定により、次のとおり法人事業税・地方法人特別税の更正の請求をする旨の届出があつたことを証明します。

届出があつた年月日 平成 年 月 日

届出をした法人	名称	
	主たる事業所又は事業所在地	

事業年度 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

事務所又は事業所の所在地	区分	更正の請求前			更正の請求後			更正後の課税標準額 円
		分割基準	分割課税額 円	税額 円	分割基準	分割課税額 円	税額 円	
法人事業税	所得割 付加価値割 資本割 収入割	地方法人特別税	/					
		地方法人特別税	/					
		所得割						
		付加価値割						
法人事業税	所得割 付加価値割 資本割 収入割	地方法人特別税	/					
		地方法人特別税	/					
		所得割						
		付加価値割						
法人事業税	所得割 付加価値割 資本割 収入割	地方法人特別税	/					
		地方法人特別税	/					
		所得割						
		付加価値割						
地方法人特別税	所得割 付加価値割 資本割 収入割	地方法人特別税	/					
		地方法人特別税	/					
		所得割						
		付加価値割						

分割基準に誤りを生じた事情の詳細

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第44号の7及び広島県税事務取扱規則別記様式第11号の2と複写式に印刷する。

平成 年 月 日

知事 様

広島県知事

印

法人事業税・地方法人特別税の更正の請求をする旨の届出があつたことのお知らせ

地方税法第72条の49第4項の規定により、次のとおり法人事業税・地方法人特別税の更正の請求をする旨の届出がありました。

届出があつた年月日	平成 年 月 日
届出をした法人 名 主たる事業所 又は事業所 の所在地	
事業年度	平成 年 年 月 月 日から 日まで

事務所又は事業所の所在地	区分	更正の請求前			更正の請求後			更正後の県民税分割課税標準額
		分割基準	分割課税額	税額	分割基準	分割課税額	税額	
法人事業税	所得割		円	円		円	円	円
	付加価値割							
	資本割							
	収入割							
地方法人特別税	所得割							
	付加価値割							
	資本割							
	収入割							
法人事業税	所得割							
	付加価値割							
	資本割							
	収入割							
地方法人特別税	所得割							
	付加価値割							
	資本割							
	収入割							

分割基準に誤りを生じた事情の詳細

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第44号の6及び広島県税事務取扱規則別記様式第11号の2と複写式に印刷する。

別記様式第四十五号の二中

「 法人の県民税
法人の事業税
法人の県民税の利子割額 」

「 法人の県民税
法人の事業税
地方法人特別税
法人の県民税の利子割額 」

」

別記様式第四十八号の十七中

「 民法第 34 条の法人が当該不動産を外国人留
学生の寄宿舎の用に供した年月日 」

」

「 公益社団法人又は公益財団法人が当該不動産
を外国人留学生の寄宿舎の用に供した年月日 」

」

「 民法第34条の法人が当該不動産を外国人留
学生の寄宿舎の用に供しようとする年月日 」

」

「 公益社団法人
人が当該不動産
生の寄宿舎の
する年月日 」

別記様式第四十八号の二十中

「 又は公益財団法
産を外国人留学
用に供しようとする年月日 」

」 又は公益財団法人」 又は公益社団法人

別記様式第五十一号の十四中

「 公益社団法人又は公益財団法人が当該不動産を外国人留
学生の寄宿舎の用に供した年月日 」

「 民法第34条の法人が当該不動産を外国人留
学生の寄宿舎の用に供した年月日 」

」

「 公益社団法人又は公益財団法人が当該不動産を外国人留
学生の寄宿舎の用に供した年月日 」

」

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県税」の下に「及び地方法人特別税」を加える。

第七条の三第二項中「法人事業税の更正請求をする旨の」を削り、「法人事業税の分割基準の修正に関する届出」を「法人事業税、地方法人特別税の更正の請求をする旨の届出

」に改める。

第八条第一項中「若しくは事業税」を「、事業税若しくは地方法人特別税」に改める。

第十一条第二項第四号、第三項及び第四項第四号中「事業税」を「事業税・地方法人特別税」に改め、同条第六項中「法人事業税」の下に「及び地方法人特別税」を加える。

第十二条第三号及び第三号の二中「事業税」を「事業税・地方法人特別税」に改める。

別記様式第三号を次のように改める。

法人県民税・事業税・地方法人特別税申告書受付整理簿

地域	申告期限

事業年度終了年月日	区分	処理別	法人県民税課税標準額	法人税除税額	均等割額	法人税割額	法事業税額	地方法人特別税額	申告書受付日	分割区分	法人名	賦課番号	備考

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

別記様式第十一号の二を次のように改める。

広島県知事様

平成 年 月 日
地域事務所長

法人事業税・地方法人特別税の更正の請求をする旨の届出があつたことの報告書

地方税法第72条の49第4項の規定により、次のとおり報告します。

届出があつた年月日		平成 年 月 日	
届出をした法人		主たる事業所の所在地	
事業年度	平成 年 月 日から	更正の請求前	更正の請求後
	平成 年 月 日まで	請求額	請求額
事務所又は事業所の所在地	区	更正の請求前	更正の請求後
	所得割	分割基準	分割基準
	付加価値割	課税額	課税額
	資本割	円	円
	収入割		
	地方法人特別税		
	所得割		
	付加価値割		
	資本割		
	収入割		
	地方法人特別税		
	所得割		
	付加価値割		
	資本割		
	収入割		
	地方法人特別税		
	更正後の県民税分割額		
	円		
分割基準に誤りを生じた事情の詳細			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、県税規則別記様式第44号の6及び別記様式第44号の7と複写式に印刷する。

別記様式第四十二号の十一中

民法第 34 条の法人が当該不動産を外国人留学生在に供した年月日

を

法 学 団 財 団 公 益 財 団 又 は 公 益 財 団 人 又 は 公 益 財 団 法 人 又 は 公 益 財 団 学 生 公 益 財 団 法 人 又 は 公 益 財 団 学 生 が 当 該 不 動 産 の 用 に 供 し た 年 月 日

に改める。

別記様式第六十号の二を次のように改める。

様式第60号の3 (第11条関係)

法人 県民税 事業税 ・ 地方法人特別税 調定決議書兼調定明細書

地域	調定年月日	課税区分	処理区分	決裁者	起案年月日	担当者
					.	.

区 分					事業年 度終了 年月日	申告又は 更正・ 決定処理 年月日	法 人 県 民 税			法 人 事 業 税				地方法人特別税		加算金			外国税額仮 装経理利子 割額租税条 約の税額控 除の有無	法人税の 申告又は 更正等の 通知年月 日	賦課番号	法 人 名
分 割	事 業 年 度	法 人	処 理 別	軽 見 込 納 付			調定す べき増 減差 税割 額	調定す べき増 減差 均 等割 額	利子割 還付額	調定すべき増減差 税額の内訳				増減差税額 の内訳		過少 申告 加算 金額	不申 告加 算金 額	重加 算金 額				
										所得割 額	付加価 値割額	資本割 額	収入割 額	所得割 額	収入割 額							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第六十七号を次のように改める。

通 知 年 月 日
平成 年 月 日

法人 県民税 地方法人特別税 みなす申告決議書

決裁者	担当者

起案年月日	平成 年 月 日
調定年月日	平成 年 月 日

地 域	賦 課 番 号
決議年月日	平成 年 月 日

所在地

法人名

様

事業年度又は連結事業年度 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

事業年度又は連結事業年度		平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで																																																																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">事業税</th> <th>税</th> </tr> <tr> <td>前事業年度の事業税額</td> <td>⑦</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>月 数 (前事業年度の月数)</td> <td>⑧</td> <td>6 ()</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>⑨</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付すべき所得割額</td> <td>⑩</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>前事業年度の付加価値割額</td> <td>⑪</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付すべき付加価値割額</td> <td>⑫</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>前事業年度の資本割額</td> <td>⑬</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付すべき資本割額</td> <td>⑭</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>前事業年度の収入割額</td> <td>⑮</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付すべき収入割額</td> <td>⑯</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>前事業年度の地方法人特別税額</td> <td>⑰</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>⑱</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付すべき事業税額及び地方法人特別税</td> <td>⑩+⑫+⑭+⑯+⑰+⑱</td> <td>円</td> </tr> </table>		事業税		税	前事業年度の事業税額	⑦	円	月 数 (前事業年度の月数)	⑧	6 ()	所得割	⑨	円	納付すべき所得割額	⑩	円	前事業年度の付加価値割額	⑪	円	納付すべき付加価値割額	⑫	円	前事業年度の資本割額	⑬	円	納付すべき資本割額	⑭	円	前事業年度の収入割額	⑮	円	納付すべき収入割額	⑯	円	前事業年度の地方法人特別税額	⑰	円	地方法人特別税	⑱	円	納付すべき事業税額及び地方法人特別税	⑩+⑫+⑭+⑯+⑰+⑱	円	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">県民税</th> <th>税</th> </tr> <tr> <td>前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額</td> <td>①</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>月数換算(前事業年度又は前連結事業年度の月数)</td> <td>②</td> <td>6 ()</td> </tr> <tr> <td>納付すべき法人税割額</td> <td>③</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事務所等を有していた月数</td> <td>④</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>平均割額</td> <td>⑤</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付すべき平均割額</td> <td>⑥</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付すべき県民税額</td> <td>③+⑤</td> <td>円</td> </tr> </table>	県民税		税	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額	①	円	月数換算(前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②	6 ()	納付すべき法人税割額	③	円	事務所等を有していた月数	④	月	平均割額	⑤	円	納付すべき平均割額	⑥	円	納付すべき県民税額	③+⑤	円
事業税		税																																																																		
前事業年度の事業税額	⑦	円																																																																		
月 数 (前事業年度の月数)	⑧	6 ()																																																																		
所得割	⑨	円																																																																		
納付すべき所得割額	⑩	円																																																																		
前事業年度の付加価値割額	⑪	円																																																																		
納付すべき付加価値割額	⑫	円																																																																		
前事業年度の資本割額	⑬	円																																																																		
納付すべき資本割額	⑭	円																																																																		
前事業年度の収入割額	⑮	円																																																																		
納付すべき収入割額	⑯	円																																																																		
前事業年度の地方法人特別税額	⑰	円																																																																		
地方法人特別税	⑱	円																																																																		
納付すべき事業税額及び地方法人特別税	⑩+⑫+⑭+⑯+⑰+⑱	円																																																																		
県民税		税																																																																		
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額	①	円																																																																		
月数換算(前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②	6 ()																																																																		
納付すべき法人税割額	③	円																																																																		
事務所等を有していた月数	④	月																																																																		
平均割額	⑤	円																																																																		
納付すべき平均割額	⑥	円																																																																		
納付すべき県民税額	③+⑤	円																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>法人税法の規定によって計算した法人税額のうち使途秘匿金税額等</td> <td>⑲</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額</td> <td>⑲</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>分割法人における課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額</td> <td>⑲</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>法人税割額</td> <td>⑲又は⑳×$\frac{100}{100}$</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>① 外国の法人税額等の額の控除額</td> <td>⑲</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>仮装経理に基づく法人税割額の控除額</td> <td>⑲</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>利子割額の控除額</td> <td>⑲</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>租税条約の実施に係る法人税額の控除額</td> <td>⑲</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付すべき法人税割額</td> <td>⑲</td> <td>円</td> </tr> </table>		法人税法の規定によって計算した法人税額のうち使途秘匿金税額等	⑲	円	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額	⑲	円	分割法人における課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額	⑲	円	法人税割額	⑲又は⑳× $\frac{100}{100}$	円	① 外国の法人税額等の額の控除額	⑲	円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑲	円	利子割額の控除額	⑲	円	租税条約の実施に係る法人税額の控除額	⑲	円	納付すべき法人税割額	⑲	円	<table border="1"> <tr> <td>納付すべき合計税額</td> <td>⑲</td> <td>円</td> </tr> </table>	納付すべき合計税額	⑲	円																																				
法人税法の規定によって計算した法人税額のうち使途秘匿金税額等	⑲	円																																																																		
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額	⑲	円																																																																		
分割法人における課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額	⑲	円																																																																		
法人税割額	⑲又は⑳× $\frac{100}{100}$	円																																																																		
① 外国の法人税額等の額の控除額	⑲	円																																																																		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑲	円																																																																		
利子割額の控除額	⑲	円																																																																		
租税条約の実施に係る法人税額の控除額	⑲	円																																																																		
納付すべき法人税割額	⑲	円																																																																		
納付すべき合計税額	⑲	円																																																																		

法人税法の規定によって計算した法人税額のうち使途秘匿金税額等	⑲	円
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額	⑲	円
分割法人における課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額	⑲	円
法人税割額	⑲又は⑳× $\frac{100}{100}$	円
① 外国の法人税額等の額の控除額	⑲	円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑲	円
利子割額の控除額	⑲	円
租税条約の実施に係る法人税額の控除額	⑲	円
納付すべき法人税割額	⑲	円
⑲のうち使途秘匿金税額等に係る法人税額	非分割法人 $\frac{21}{100} \times 24$	分割法人 $\frac{21}{22} \times 24$
差引法人税割額	⑲-⑳	㉑

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第六十八号を次のように改める。

法人 事業税 更正・決定及び加算金の決定決議書

所在地

決裁者	
起算年月日	起案者
決算年月日	照合者
更正・決定通知年月日	
公印の押印承認	

法人名

様

更正・決定納期限	平成 年 月 日		
事業年度又は連結事業年度	平成 年 月 日		
地域	年度	賦課番号	区分
法人事業税	法人事業税	法人事業税	地方法人特別税
千円	千円	千円	千円

区分	税割	更正・決定額	既に納付の確定した額	差引減額した額
法人税	均等割額			
法人事業税	所加価値割額			
	資本割額			
	収入割額			
所得割に係る地方方法 人特別に係る地方方法 人収入割に係る地方方法 特別計				
過少申告加算金				
不申告加算金				
加重加算金				

差引納付すべき額	円

更正・決定額		課税標準額		基礎税率		税額	
区分	税割	円	千円	税率	円	千円	円
法人事業税	課税標準となる法人税総額			/100			
	利子割			/100			
	差引法人税額						
	均等割						
	課税標準となる所得金額の総額						
	所得区分	年 万円以下の金額			/100		
		年 万円超年 万円以下の金額			/100		
		年 万円超又は軽減税率適用の金額			/100		
	合計						
	課税標準となる付加価値額の総額				/100		
資本割	課税標準となる資本金等の額の総額			/100			
収入割	課税標準となる収入金額の総額			/100			
合計				/100			
標準法人所得割額				/100			
標準法人収入割額				/100			
合計							

申告等区分	
子定・中間・みなす	
確定・決定	
修正・更正・是認	
再修正・再更正・是認	

更正請求年月日	
確定申告年月日	
税務官署通知年月日	

処理年月日, 処理区分, 法人事業税額及び地方法人特別税額	円	差引対象税額	円	差引対象税額	円
区分	申告加算金	対象税額	率	確定額	円
加重	加算金	円	/100		
		円	/100		
		円	/100		

利子割額	円
控除された金額	
控除しきれなかった金額	
既に還付請求した利子割額	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
還付請求額 (利子割額)	

区分	法人事業税	従業者数	法人事業税
分割基準	総数	人	固定資産の価格・事業所又は事業所の数・軌道の延長キロメートル
備考	用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。		

別記様式第七十七号及び別記様式第七十八号を次のように改める。

法人 県民税 ・ 地方法人特別税 調定集計書

地 域	調定年月日

決裁者	起案年月日	担当者	出納員
	・	・	

区 分	法人県民税		法人事業税		地方法人特別税		過少申告 加算金		不申告 加算金		重加算金	
	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
本 年	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
過 年	計											
	非 分 割											
	県内分割											
計	県外分割											
	合 計											
	合 計											

区 分	法人県民税		法人事業税		地方法人特別税		過少申告 加算金		不申告 加算金		重加算金	
	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
滞 繰												
調 定 外 減												
合 計												

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル，横36.8センチメートルとする。

法人 県民税 地方法人特別税 調定集計書
事業税

地 域	調定年月日

決裁者	起案年月日	担当者	出納員
	・		

区 分	法 人 事 業 税						地 方 法 人 特 別 税					
	所得割	件数	付加価値割	件数	資 本 割	件数	収 入 割	件数	所 得 割	件数	収 入 割	件数
本 年	非 分 割											
	県 内 分 割											
	県 外 分 割											
過 年	計											
	非 分 割											
	県 内 分 割											
計	計											
	非 分 割											
	県 外 分 割											
合 計												

区 分	法 人 事 業 税						地 方 法 人 特 別 税					
	所得割	件数	付加価値割	件数	資 本 割	件数	収 入 割	件数	所 得 割	件数	収 入 割	件数
滞 滯												
調 定 外												
合 計												

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル，横36.8センチメートルとする。

法人 事業税 ・ 法人 事業税 調定異動集計書

地 域	調定年月日

決裁者	起案年月日	担当者	出納員
	・	・	

区 分	法人県民税		法人事業税		地方法人特別税		過少申告 加算金		不申告 加算金		重加算金	
	増減差税額	件数	増減差税額	件数	増減差税額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
本 年	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
過 年	計											
	非 分 割											
	県内分割											
計	県外分割											
	合 計											
	県外分割											
合 計												

区 分	法人県民税		法人事業税		地方法人特別税		過少申告 加算金		不申告 加算金		重加算金	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
滞 繰												
調 定 外 減												
合 計												

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル，横36.8センチメートルとする。

法人 事業税 ・ 法人 事業税 ・ 地方法人特別税 調定異動集計書

地 域	調定年月日

決裁者	起案年月日	担当者	出納員
	・		

区 分	法 人 事 業 税						地 方 法 人 特 別 税					
	所得割		付加価値割		資本割		収入割		所得割		収入割	
	増減差額	件数	増減差額	件数	増減差額	件数	増減差額	件数	増減差額	件数	増減差額	件数
本 年	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
	計											
過 年	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
	計											
計	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
	合 計											

区 分	法 人 事 業 税						地 方 法 人 特 別 税					
	所得割		付加価値割		資本割		収入割		所得割		収入割	
	増減差額	件数	増減差額	件数	増減差額	件数	増減差額	件数	増減差額	件数	増減差額	件数
滞 繰												
調 定 外												
合 計												

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル，横36.8センチメートルとする。

別記様式第三百二十八号の二表(表)を次のように改める。

法人 県民税・事業税 ・ 地方法人特別税 徴収整理票

地域 コード	本社 (電話)		賦課年度	事業年度 から まで		処理別 コード	回数	業種	補	賦課番号			
	県内営業所 (電話)		税 目	当初申告額又は更正・決定額		未 納 額		処 理 日 等					
法人名	法人	均等割額	円		円		申告年月日						
		法人税割額	円		円		修正申告年月日						
	法人 事業税	所得割額	円		円		国税更正・決定通知年月日						
		付加価値割額	円		円		更正・決定通知年月日						
		資本割額	円		円		延長後の確定申告書提出期限						
	地方 法人 特別税	収入割額	円		円		法定納期限等						
所得割額		円		円		納 期 限							
名寄番号	特例率	過少申告加算金額		円		円							
		不申告加算金額		円		円		督促状発付年月日					
税目別滞納状況			重加算金額		円		円		軽減延滞金最終日				
法	個	不	ゴ	特	事	軽	処分						
直前納付日		県民	延滞金額		確定額	円		円		催告書発付年月日			
		事業	事業税・特別税の延滞金額		確定額	円		円		差押予告通知年月日			
		特別	延滞金額		未確定額	円		円					
法人 県民 税	収入年月日	税 額		延 滞 金 額			処 理 別 コ ー ド		扱者印	参考事項			
		収入額	未納額	日数	確定額	収入額	未納額						
		円	円		円	円	円	加 算 金 額					
								区分	収入額				未納額
									円				円
地 方 法 人 事 業 税 ・ 特 別 税													

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。

別記様式第百二十九号を次のように改める。

県 税		領 収 証 書 原 符					
法人県民税	法人事業税	地方人特別税	納期限 . .				
所在地及び法人名							
様							
賦課年度	税目	地域	処理別	賦課(法人)番号			
事業年度	02						
. .	から	. .	まで	中予確修更決そ 間定定正正定の() 他			
法人県民税	法人税割額	01	百十億千	百十万千百十円			
	均等割額	02					
	延滞金	03					
	計	04					
法人事業税・地方人特別税	所得割額	05					
	付加価値割額	06					
	資本割額	07					
	収入割額	08					
	地方人特別税	09					
	計(05~09)	10					
	延滞金	11					
	過少申告加算金	12					
	不申告加算金	13					
	重加算金	14					
	計(10~14)	15					
合計額		16					
査							
関							

県 税		領 収 証 書			
法人県民税	法人事業税	地方人特別税	納期限 . .		
所在地及び法人名					
様					
賦課年度	税目	地域	処理別	回数	賦課(法人)番号
事業年度	02				
. .	から	. .	まで		中予確修更決そ 間定定正正定の() 他
法人県民税	法人税割額	01	百十億千	百十万千百十円	
	均等割額	02			
	延滞金	03			
	計	04			
法人事業税・地方人特別税	所得割額	05			
	付加価値割額	06			
	資本割額	07			
	収入割額	08			
	地方人特別税	09			
	計(05~09)	10			
	延滞金	11			
	過少申告加算金	12			
	不申告加算金	13			
	重加算金	14			
	計(10~14)	15			
合計額		16			

県 税		領 収 済 通 知 書		
法人県民税	法人事業税	地方人特別税	納期限 . .	
所在地及び法人名				
様				
賦課年度	税目	地域	処理別	賦課(法人)番号
事業年度	02			
. .	から	. .	まで	中予確修更決そ 間定定正正定の() 他
法人県民税	法人税割額	01	百十億千	百十万千百十円
	均等割額	02		
	延滞金	03		
	計	04		
法人事業税・地方人特別税	所得割額	05		
	付加価値割額	06		
	資本割額	07		
	収入割額	08		
	地方人特別税	09		
	計(05~09)	10		
	延滞金	11		
	過少申告加算金	12		
	不申告加算金	13		
	重加算金	14		
	計(10~14)	15		
合計額		16		

「県税」の下に「及び地方法人特別税」を加える。

第三十条第一項収納管理課の項第九号中「県税に」を「地方法人特別税並びにこれらに」に改め、同項第十号中「県税」の下に「及び地方法人特別税」を加え、「及び」を「並びにこれらに係る」に改め、同条第一項課税第一課の項第一号中「事業税」の下に「、地方法人特別税」を加え、「これらの県税に」を「これらに」に改め、同項第二号及び第三号中「事業税」の下に「、地方法人特別税」を加える。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第四条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「県税」の下に「及び地方法人特別税」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中広島県税規則第五条の三、第三十条の五、別記様式第四十八号の十七、別記様式第四十八号の三十及び別記様式第五十一号の十四の改正規定並びに第二条中広島県税事務取扱規則別記様式第四十二号の十一の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正前の広島県税規則及び第二条の規定による改正前の広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、第一条の規定による改正後の広島県税規則及び第二条の規定による改正後の広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。